

計画の策定にあたって

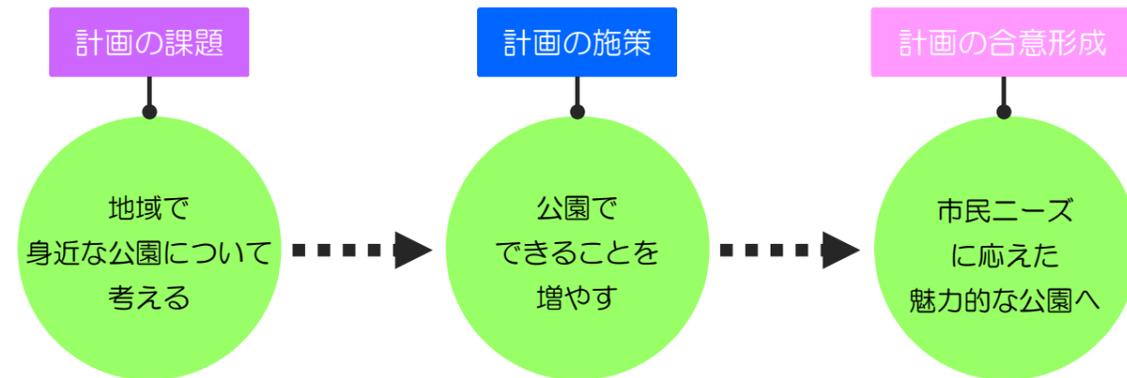
近年の少子高齢化等の社会情勢の変化や地域活動の担い手不足、多様化する市民ニーズに応えるための公園づくりが求められています。

国では、令和4（2022）年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置し、都市公園新時代の基本的な考えは「使われ活きる公園」を目指すべきと提言しています。

大野城市公園利活用基本計画では、市民と行政が共に手を取り合いながら、魅力的な公園をつくり、また、地域コミュニティの「にぎわい」と「やすらぎ」の実現を図ります。

計画のめざす将来像

市主体の公園管理から、地域・民間連携による自律的な公園活用への転換を目指します。



対応すべき課題

公園立地の課題

幼児から高齢者までの利用者にあった誰もが利用しやすい遊戯施設の設置や休養施設への変更・追加の検討が必要です。また、廃止・統合を総合的に検討した公園の活用が必要です。

公園使用の課題

地域自ら公園ルールづくりを行い、コミュニケーションと声かけ環境を図る必要があります。多様な市民ニーズに応えるために、地域・民間事業者の自由な公園の活用が必要です。

公園管理の課題

愛着を持った公園の清掃活動の幅を広げるために、サポート体制の充実を図る必要があります。経年劣化の進んだ公園施設の見直しを行い、管理がしやすい公園にする必要があります。

基本方針・施策

<市民共働の公園づくり>

地域の求める公園に市民と共に変えていきます

- 施策① 遊具の集約・変更
老朽化した単体遊具の集約の検討、健康遊具の検討、インクルーシブ遊具の検討
- 施策② 休養施設の整備
遊戯施設から休養施設の機能変更の検討、休憩施設の追加検討
- 施策③ 地域の状況に応じた公園づくり
公園の利用ルールの検討、公園の啓発活動の推進
- 施策④ 地域の清掃活動の推進と樹木・設備の更新
地域の維持管理サポート体制の強化、樹木・設備の見直し

<地域・民間事業者の自由な公園活用>

多種多様なニーズに応える公園に活用していきます

- 施策① 指定管理者制度
指定管理負担金の創出、指定管理者による地域カフェ・ドッグランなどの新たな活用
- 施策② 設置管理許可制度
指定管理者による便益施設・教養施設・運動施設の設置
- 施策③ 公園使用許可制度と多種多様な利用目的
利活用団体の事務作業の効率化と減免措置

<公園の廃止・統合>

使われていない公園の廃止・統合の検討を進めます

- 施策① 公園の統廃合
告示されていない児童の遊び場の廃止、土地交換等による統廃合
- 施策② 公園区分の見直し
公園区分の見直しによる公園施設の再配置、更なる活用ができる新たな公園区分の検討

公園利活用に向けた合意形成の手順

施策の展開は、市や地元区、地域と話し合いながら6段階のステップを経て進めます。
また、地元区の住民から発案される利活用を優先して協議を進めることとします。

